

2018.11.01

## CSR・ERM トピックス <2018 年度第 8 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレートガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 9 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

### <労務管理>

#### ○厚生労働省が従業員の健康情報取り扱い指針を公表

（参考情報：2018 年 9 月 7 日付 同省 HP）

厚生労働省は 9 月 7 日、「労働者の心身の状態に関する情報（以下、「心身の状態の情報」）の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を公表した。

同指針は、企業に従業員の「心身の状態の情報」の取り扱いに関する規程（以下、「取扱規程」）の策定を求める内容。同時に、目的外利用など従業員の不利益を防止するため、収集する際に従業員本人の同意が必要な情報も明示した。

同指針は、取扱規程に定めるべき事項として以下を提示した。

#### <取扱規程に定めるべき事項>

- ①情報を取り扱うべき目的及び取扱方法
- ②情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う情報の範囲
- ③情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④情報の適正管理の方法
- ⑤情報の開示、訂正等及び使用停止等の方法
- ⑥情報の第三者提供の方法
- ⑦事業承継、組織変更に伴う情報の引き継ぎに関する事項
- ⑧情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨取扱規程の周知方法

「心身の状態の情報」とは、従業員の健康確保のため、企業が労働安全衛生法に基づき実施する健康診断やストレスチェックの結果、その他任意の健康管理活動で得た情報を指す。指針の公表は、2018 年施行の改正労働安全衛生法の規定に基づくもの。

健康情報の取り扱いについては、企業側に従業員の健康確保のため関連情報を収集する必要がある一方で、従業員側には目的外利用による不利益（異動や降格、解雇など）への懸念があった。

また、同指針は、健康診断（法定外項目）の結果や保険指導の結果など 9 項目の例を挙げ、企業が収集する際に従業員本人の同意を得ることを要件とした。個人情報の保護に関する法律があらかじめ本人の同意を求める「要配慮個人情報」の適用対象を整理したもので、従業員の不利益防止強化が考慮されている。

同省は、規程作成の手引書を年度内に公表する予定。

## &lt;入手に本人同意が必要な情報の例&gt;

- (a)健康診断の結果(法定外項目)
- (b)保健指導の結果
- (c)健康診断の再検査の結果 (法定の項目と同一のものを除く)
- (d)健康診断の精密検査の結果
- (e)健康相談の結果
- (f)がん検診の結果
- (g)職場復帰のための面接指導の結果
- (h)治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書
- (i)通院状況等疾病管理のための情報

## &lt;事業継続計画&gt;

**OLIXIL が工務店向け「災害対策の手引き」を無料で一般公開**

(参考情報：「Good Living 友の会」 HP)

LIXIL は9月12日、同社が運営する国内の工務店の協力会「Good Living 友の会」会員向けに作成した「災害対策の手引き」を、一般にも公開した。8月の公開当初は、会員のみを対象としていたが、その後国内で自然災害が続発したことなどを受け、「住宅産業に関わる方々にお役立ていただく」(同HPより)目的で会員以外にも公開した。

同手引きは、大地震の発生を想定して、住宅産業に関わる事業者が「事前にすべきこと」、「発災時に最初にすべきこと」、「お客さまのためにすべきこと」の3章で構成。それぞれについて、会社として必要な対策やそのための準備などの具体策を18項目にまとめ、従業員・作業者の安全確保や業務再開に向けた安否確認・被害の把握、迅速な顧客対応のための連絡やニーズ聞き取りなど、災害時に取り組むべき行動を、順を追って分かりやすく解説している。併せて、ユーザーが自社の実態に即した対応策を作成するためのブランクフォームなどを「帳票」として添付した。

## &lt;脱炭素社会&gt;

**丸紅が石炭火力・再生エネ事業に関する取り組み方針を発表**

(参考情報：2018年9月18日付 同社ニュースリリース)

丸紅は9月18日、世界の気候変動対策への取り組みに貢献すべく、石炭火力発電事業及び再生可能エネルギー発電事業に関する取り組み方針を発表した。

発表された方針は以下の通りである。

- ① 2030年までに、石炭火力発電事業によるネット発電容量を2018年3GWから半減させる。
- ② 新規石炭火力発電事業には原則として取り組まない。ただし、BAT\*を採用し、かつ、日本国政府及び案件実施国の国家政策（電力安定供給、貧困・雇用対策、経済成長策）に合致した案件については取り組みを検討する必要があるが、例外的に取り組む場合、効率的な電力システムの構築、エネルギー源の多様化などに向けた提案を行う。
- ③ 2023年までに、再生可能エネルギー電源比率を総発電容量の20%（2018年現在10%）への拡大を目指す。

同社では2018年4月、ESG課題への取り組みの強化を目的として、外部のアドバイザーを招聘し、社長直轄のサステナビリティ推進委員会を発足させた。2018年3月期の同社の統合報告書のなかで、同委員会は、重要性の高い課題の見直し、ESG観点からの気候変動対策など経営戦略の立案、サプライチェーンや人材に対する取り組みなどを進めており、石炭火力を含む個別の取り組み方針の策定も検討しているとしていた。

同社は同方針の達成に向け、多様なステークホルダーとの適切な連携・協働に努め、目標に対

する進捗状況についても、積極的に開示するとしている。また、外部環境の変化を踏まえ、石炭火力発電事業・再生可能エネルギー発電事業を巡る各国政策ならびに国際状況を十分に認識した上で、気候変動対策の観点から適宜方針の見直しも行うとしている。

2015年にパリ協定に先立ち、イギリスが2025年までに石炭火力発電をゼロにする具体的な政策を打ち出して以降、欧州を中心に、世界でも石炭火力発電事業からの撤退への動きは高まっている。実際、2017年にドイツ・ボンで開催されたCOP23においてカナダ・イギリス政府を中心に脱石炭火力連盟が発足し、2018年4月現在、28ヶ国、8地方政府、24企業・組織がパートナーとなっている。2018年5月から6月にかけて、日本でも、三菱UFJフィナンシャル・グループ、みずほフィナンシャル・グループ、三井住友銀行は、環境・人権課題に関わる融資方針を公表し、そのなかで脱炭素社会の潮流を踏まえ、石炭火力発電についての投融資に対して慎重な検討を行う姿勢を示している。

\* BAT (Best Available Technology)

利用可能な最良の技術と同義。汚染物質の環境への排出を最大限抑制する、現実的に利用可能な最新のプロセス、施設、装置を意味する。

### <コーポレートガバナンス>

#### ○経済産業省が経営者の後継課題などを重点にCGSガイドラインを改訂

(参考情報：2018年9月28日付 同省HP)

経済産業省は9月28日、企業のコーポレートガバナンスをより一層推進するため、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGSガイドライン)の改訂版を公表した。

今回の改訂では、多くの企業が課題として認識している社長・CEOの指名と後継者計画を重点テーマのひとつとした。「社長・CEOの後継者計画の策定・運用の視点」の項を設け、同計画策定・運用で押さえるべき7つの基本ステップを解説するとともに、先進的な企業の取組事例を紹介している。

また、これ以外の重点テーマとして、▽取締役会議長の機能強化 ▽指名委員会・報酬委員会の活用 ▽社外取締役の活用 ▽相談役・顧問に関する情報発信などを挙げ、企業での検討が有益と考えられる事項をまとめた。

昨年3月の本ガイドライン策定後、コーポレートガバナンス改革の現状評価や、2018年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂も踏まえて作成した。

同省は今後、経団連等とも連携し、本ガイドラインの普及・浸透を図っていく予定。

#### <7つの基本ステップと提言内容例>

STEP	提言内容例
1 後継者計画のロードマップ立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社長・CEOの就任から想定される交代時期に向け、「いつ、誰が、何を行うか」という大枠の工程やスケジュールを検討し、後継者計画のロードマップを描く。</li> <li>・現社長・CEO、その他の社内の関係者、取締役会、指名委員会などが各工程にどのように関与するののかも検討する。</li> </ul>
2 「あるべき社長・CEO像」と評価基準の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名委員会で、自社を取り巻く経営環境や自社の経営理念、中長期的な経営戦略、経営課題等を踏まえ、「あるべき社長・CEO像」(次の社長・CEOに求められる資質、能力、経験、実績、専門性、スキル、人柄など)を議論・</li> </ul>

		明確化した上で、客観的な評価基準を策定する。
3	後継者候補の選出	<ul style="list-style-type: none"> <li>STEP 2の「あるべき社長・CEO像」や評価基準に照らして、後継者候補を選出する。</li> <li>後継者候補として、どの階層からどの程度を選出するかは、企業の規模や後継者計画の取組期間などによっても様々。例えば社長・CEOの交代までに時間的な余裕が見込まれる場合、役員レベルから数名から数十名程度の候補者を対象として選出し、「あるべき社長・CEO像」に近づけるべく、最後の仕上げとしての育成を行うことが考えられる。</li> </ul>
4	育成計画の策定・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>STEP 3で選出された候補者ごとに、「あるべき社長・CEO像」や評価基準に照らして、目標レベルに到達するための育成課題を明確化し、育成方針・計画を策定・実施する。</li> </ul> <p>&lt;企業で取り組まれている育成方法の例&gt;  後継者候補に全社的視点・グループ全体最適の視点でのマネジメント能力を備えさせるべく、事業部門を超えた戦略的なローテーションを行う</p>
5	後継者候補の評価、絞込み・入替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>後継者候補の状況を定期的にモニタリングし、「あるべき社長・CEO像」や評価基準に照らして評価を行い、必要に応じて後継者候補の絞込みや入替えを行う。</li> <li>育成計画の実施状況（STEP 4）のモニタリングも併せて行い、必要に応じて育成計画の見直しにつなげることで、育成の実効性を高める。</li> </ul> <p>&lt;企業で取り組まれている評価方法の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 本人との面談</li> <li><input type="checkbox"/> 360度評価（上司、同僚や部下等へのリファレンスチェック）</li> <li><input type="checkbox"/> 従業員の意識調査（部署ごとに集計してマネジメント課題を把握）</li> <li><input type="checkbox"/> 心理学的手法を用いた適性テスト</li> <li><input type="checkbox"/> 評価の補助や客観性の担保を目的として、外部専門家を活用</li> </ul>
6	最終候補者に対する評価と後継者の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>以上の取組を通じて数名程度にまで絞り込まれた最終候補者について、指名委員会において、最終的な評価を行い、自社の経営トップに最も相応しい候補者を後継者として指名する。</li> </ul>
7	指名後のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>新しい社長・CEOは、就任直後から十分にパフォーマンスを発揮できることが望ましい。そのため、例えば、後継者の指名後、実際の交代までに一定の移行期間を設け、その間に、現社長・CEOから後継者への引継ぎや、社内外の関係者への後継者の周知、ネットワーク作りなど、必要な準備を行うことも有益と考えられる。このように、後継者が万全の態勢で経営に臨めるように環境を整えることも、現社長・CEOの重要な責務といえる。</li> </ul>

(CGS ガイドラインの改訂版をもとに MS&AD インターリスク総研作成)



海外トピックス：2018年9月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

### <低炭素社会>

#### ○『EV30@30』に、英国および企業7社が加盟

(参考情報：2018年9月11日付 CEM\*HP)

9月11日、英国およびルノー・日産・三菱アライアンス等の企業7社がEV30@30に加盟した。これによりメンバーは、カナダ、中国、フィンランド、フランス、インド、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、英国と企業7社(上記以外にCargePoint, Enel X, E.On, Fortum, Iberdrola, Vattenfall)となった。企業の参加は今回が初めてである。

EV30@30は、2017年6月8日に中国・北京で開催された第8回クリーンエネルギー大臣会合(CEM8)にて発足した「2030年までに新車販売台数の30%以上を電気自動車にする」というキャンペーンである。

2017年6月に米国トランプ政権がパリ協定からの脱退を発表し、気候変動取り組みから一歩退く形となる一方、中国を含む他国は取り組みを強化している。各国の取り組み内容は以下のとおり。

国	将来的な目標と取り組み内容
日本	2030年までに新車販売台数(乗用車)のシェア率を、BEV(電気自動車)とPHEV(プラグイン・ハイブリットカー)は20~30%、FCEV(燃料電池自動車)は3%とする。
中国	EV関連技術の研究・開発の推進。より多くの中国国内の都市をパイロット・シティに参加させる。主な都市・地域におけるバス、ごみ収集車、都市の輸送車のEV化。EVプロモーションで学んだ経験の共有。
オランダ	2030年までに、全ての新車販売台数(乗用車)をゼロ・エミッションとする。
ノルウェー	2030年までにGHG排出量を40%削減(1990年比)とし、陸路の輸送セクターのGHG排出削減に取り組んでいる。2018年中旬には、マーケットシェアがBEVで26%、PHEVでは19%となる。
スウェーデン	2030年に自動車からのGHG排出量を2010年比70%削減。2045年には輸送セクターから化石燃料を完全に無くす。
カナダ	ゼロ・エミッション自動車の配備。電気充電、水素充填のインフラへの投資。条例や規制の有効化。消費者への購入意思決定のための情報やツールの提供。革新的なテクノロジーへの研究・開発投資。政府保有車両のゼロ・エミッション自動車の導入拡大。EVパイロット・シティ・プログラムへの参加。
インド	国策のエネルギー安全保障やGHG削減を支えるためにクリーンなコネクテッド・カーに置換え始めた。今後10年で安全と品質を兼ねそろえた充電環境の規制整備。
メキシコ	2030年までにGHG排出量を22%削減。持続可能なエネルギー、経済システムへの移行を目的としたエネルギー移行における法律の承認。
フィンランド	2030年に輸送に関連するGHG排出量の50%削減。(EV25万台、バイオ燃料30%、天然ガス自動車5万台)
フランス	2030年にPHEV・BEV充電拠点を700万か所到達。2040年にGHG排出自動車の販売終了。
イギリス	2030年の新車販売台数の少なくとも半分をゼロ・エミッションの乗用車化(超低排出の乗用車は70%、バンは新車販売台数の40%以上)。2040年に新しい石油・ディーゼルの乗用車・バンの販売を終了。2050年に英国の全ての乗用車・バンをゼロ・エミッション化。

(9月11日付 Clean Energy Ministerial のリリースを基にMS&AD インターリスク総研作成)

\* CEM

Clean Energy Ministerial (クリーンエネルギー大臣会合) の略。2010年、オバマ政権下にスタートし、日本、アメリカ、欧州委員会、中国、インドなど26の主要国・地域の閣僚等が、クリーンエネルギーの前進や、世界的なクリーンエネルギー経済への移行の促進などといった政策やプログラム等を議論する。現在、国際エネルギー機関 (IEA) が事務局を務める。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



### Question

2015年に日本の国民年金を運用する GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が PRI（責任投資原則）に署名し、ESG 投資による運用を行っていますが、9月に新しく選定された GPIF の ESG インデックスについて教えてください。

### Answer

#### 1. GPIF の ESG 投資への取り組み

GPIF では 2017 年 7 月に ESG 指数を選定し、同指数に連動したパッシブ運用を、国内株全体の 3%に相当する 1 兆円規模で開始しました。2018 年 3 月末時点で、その運用資産額は 1.5 兆円に達しています。2017 年 7 月に採用された 3 つの ESG 指数は以下の通りです。

タイプ	指数名とその特徴
総合型	FTSE* Blossom Japan Index ESG 評価の絶対評価が高い銘柄をスクリーニングし、最後に業種ウェイトを中立化した ESG 総合型指数。
総合型	MSCI** ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数 世界で 1,000 社以上が利用する MSCI の ESG リサーチに基づいて構築し、様々な ESG リスクを包括的に市場ポートフォリオに反映した ESG 総合型指数。
S (社会)	MSCI 日本株女性活躍指数 女性活躍推進法により開示される女性雇用に関するデータに基づき、多面的に性別多様性スコアを算出、各業種から性別多様性スコアの高い企業を選別して指数を構築。当該分野で網羅的に構築した初の指数。

(GPIF ニュースリリースより MS&AD インターリスク総研作成)

G（ガバナンス）についてはテーマ指数の該当なしとしており、E（環境）についての指数は 2017 年 11 月から 2018 年 1 月にかけて公募していました。

#### 2. グローバル環境株式指数の選定

2018 年 9 月 25 日、GPIF は環境分野に関する株式指数を 2 つ選定したことを発表しました。GPIF はこれらの指数に対し、約 1.2 兆円規模の資産運用を行うとしています。GPIF の選定した指数およびその特徴は、以下の通りです。

対象	指数名	炭素効率性
国内株	S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数	24.5%向上 (対 TOPIX)
外国株	S&P グローバル大中型株カーボン・エフィシエント指数 (除く日本)	40.9%向上 (対 S&P グローバル大中型株指数)

(GPIF ニュースリリースより MS&AD インターリスク総研作成)

<指数の主な特徴>

- ① 同業種内で炭素効率性（企業の温室効果ガス（以下 GHG）排出量を売上高で除したもの）が高い企業と、二酸化炭素排出量などの情報開示を行っている企業の投資ウエイトを高めている
- ② 業種毎の環境負荷の大きさに応じて、①による投資ウエイトの格差を調整（環境負荷の大きい業種ほど、炭素効率性の改善や情報開示のインセンティブが大きくなる仕組み）
- ③ S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の採用対象は、東証 1 部上場企業全社（一部の低流動性銘柄等を除く）であり、一般的な ESG 指数に比べて、幅広い企業が対象となっている

選定の評価ポイントのなかで、GPIF の「ユニバーサルオーナー（広範なポートフォリオを持つ大規模な投資家）」の志向と合致するように、ポジティブスクリーニングによる指数、業種内での相対評価を行う指数が望ましいとしています。また市場全体の持続可能性向上の観点から、小型株にも指数採用の機会が開かれるべきとしています。さらに、サプライチェーン全体で GHG を捕捉することに限界がある現状においては、同業種内の競争原理を働かせることにより、気候変動リスクを抑制していくことに意義があるとしています。

### 3. 指数算定のプロセス

Step 1：同業種内でのランキング 10 段階、各業種の影響度 3 段階を決定

S&P Global Large MidCap Index をもとに、構成銘柄の炭素効率性を求め、業種ごとにランキングを作成、10 段階ごとの閾値を特定する。また、業種ごとの影響度を 3 段階で特定する。

Step 2：組み入れ銘柄の特定

流動性、情報開示、不祥事の基準からスクリーニングを行い、指数構成ウエイトを決定する。スクリーニングの条件は以下の通りである。

基準	国内株	外国株
流動性	1 日平均売買代金 5,000 万円未満の企業	1 日平均売買代金 300 万ドル未満の企業
情報開示	GHG 排出量がグローバル上位 100 位相当でありながら、排出量を自ら開示していない企業（抵触している日本企業なし）	
不祥事	RepRisk 社の RRI スコア***が 75 以上の企業	

(GPIF ニュースリリースより MS&AD インターリスク総研作成)

Step 3：企業による GHG 排出量の情報について、「開示」「非開示」の判定

企業のセグメント別売上高などからモデルにより推計された Trucost 社\*\*\*\*の推計値と比較し、炭素排出量に関する情報が十分に開示されていると認められた場合に「開示」と判断され、構成ウエイトが加算。ただし、国内事業所の一部のみに開示範囲が留まる場合や、自社の工場やオフィスによる直接排出（スコープ 1\*\*\*\*\*）の一部のみに開示が留まる場合は、「非開示」と判断。

Step 4：ウエイトの決定

Step 1 で算出した指数をもとに、上場株式数のうち大株主などの安定株主の保有株数を除いた浮動株調整時価総額をベースに計算されたウエイト（業種ニュートラル）に乗ずることで算出。



## 4. おわりに

持続可能な社会をめぐる動きが世界的に加速するなかで、世界最大の機関投資家である GPIF が新たな ESG 指数での運用を開始したことは、国内だけでなく国際的にも大きな影響が予想されます。GPIF に限らず、世界の機関投資家が ESG の観点で企業をどのような目線で評価しているかを分析することは、これから先、企業が持続的に投資対象となり続けるための重要なポイントであると言えます。

今後も持続可能な社会をめぐる動向が加速していくなかで、企業は「求められる姿（持続可能な社会）」、「ありたい姿（経営理念）」をもとに中長期的なビジョンを設定し、将来へのストーリーを描き、新たなモノやサービスを生みだしたり、新たなアイデアを獲得したりなど、さらなる成長の機会を捉えることが求められています。

## \* FTSE

ロンドン証券取引所グループ子会社の指数・投資判断情報提供会社。2001年に ESG 基準を満たす企業を構成銘柄とする FTSE4Good インデックスシリーズを開始して以来、各種 ESG 指数を多数開発。世界 47 か国、日本企業約 750 社に対して調査を行い、ESG レーティングを付与している。

## \*\* MSCI

ニューヨーク証券取引所上場の米国企業。MSCI グローバル株価指数をベンチマークとする資産額は 11 兆米ドル（約 1,100 兆円）。MSCI 指数は、世界全上場株式 ETF の ESG 指数で最大シェアを占める。

## \*\*\* RepRisk 社の RRI スコア

1998年にスイスで設立した ESG 評価会社。RRI（The RepRisk Index）は同社が提供している ESG に関するリスク指数で、100点満点のうち高得点であるほど ESG リスクが高い。

## \*\*\*\* Trucost 社

2000年に英国で設立した ESG 評価会社。14,000社以上（世界の時価総額の99%を占める）の環境パフォーマンスを評価している。2016年10月より S&P グローバルのグループ会社となり、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスの ESG 関連ビジネスを含め、環境評価データの提供サービスをグローバルに展開。Trucost 社が開示データを収集し、企業の環境データを分析した結果とともにエンゲージメントレターを企業へ送付し、それに対する企業の反応を踏まえてデータを改善するというプロセスで、企業へのエンゲージメントも行っている。

## \*\*\*\*\* スコープ

GHG 排出量算定の範囲を示すもので、以下のように定義されている。

- スコープ 1：自社の工場・オフィス・車両からの排出など、事業者自らによる直接排出
- スコープ 2：他社から供給された電気・熱・蒸気などエネルギー使用に伴う間接排出
- スコープ 3：スコープ 1、2 を除く、バリューチェーン全体の排出

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

#### お問い合わせ先

**MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部**  
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)  
TEL.03-5296-8913 (環境・CSRグループ)  
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)  
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

#### <危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

#### <環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

#### <統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
  - ・リスクマネジメント体制構築
  - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2018